

「一目でわかる！」インボイス発行・登録 どうする？

ほとんど全ての事業者に影響があります！

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。登録申請はもう始まっています。

インボイスって何？

インボイスは、取引のときに、売り手が発行する登録番号が入った請求書などの書類（適格請求書）です。買い手はインボイスを保存していないと、消費税の仕入税額控除を受けられません*。

*本則課税の場合



どんな請求書なの？

現在の「区分記載請求書」に、インボイス登録番号、適用税率、適用税率ごとの消費税額の3つを追加記載したことになります。

■ インボイス（適格請求書）

請求書	
〒100-0006 東京都千代田区千代田1丁目7番1号	インボイス登録番号
(株)〇〇〇〇	(株)▲▲(T1234-...)
●年●月分	
●月▲日 ▲▲▲▲	3,300円
●月●日 □□□□	21,600円*
●月▼日 ▼▼▼▼	13,200円
合計	116,560円
10%対象 55,000円	内税 5,000円
8%対象 61,560円	内税 4,560円

*は10%課税対象

フローチャートでチェック！

YES →
NO →

現在、消費税の課税業者
消費税を申告納税している
(本則課税・簡易課税)

登録申請の
検討が必要
(登録は任意となります)

取引相手は
事業者が中心

取引相手は
一般消費者のみ

登録するか選択する

現在、免税事業者が、登録するかどうかの判断基準は次の3点です。
● 取引先との関係 ● 売上高の減少の可能性 ● 消費税の納税額

登録申請
不要

登録する場合、
2つの選択肢があります
売上が1,000万円以下でも、
インボイス発行事業者になると消費税の納税義務が生じます。

登録しない場合、
免税事業者のまま
いることも可能

本則課税

売上高に対する消費税額から仕入れ等にかかる消費税額を差し引いて納税する消費税額を算出します。

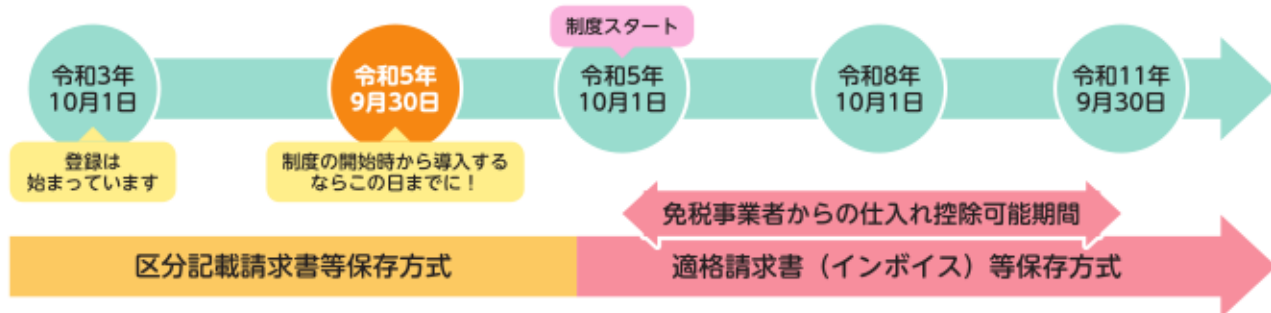
簡易課税

売上高に業種に応じたみなし仕入率を乗じて、納税する消費税額を算出します。仕入時に支払った消費税額は影響しません。

免税事業者がインボイス発行事業者となった場合、約3年間は納税額が売上税額の2割に軽減される負担軽減措置を選択することができます(事前届出不要、確定申告時に選択)。*中面参照

導入までのスケジュール

インボイス発行事業者になるには税務署への登録が必要です。制度開始時から導入するには、**令和5年9月30日**までに登録申請をすませる必要があります。



免税事業者からの仕入控除

インボイス導入後は、原則として免税事業者との取引では仕入税額控除はできません。ただし、当初6年間は、一定割合を仕入控除できます。区分記載請求書等の保存と、経過措置の適用を受けることを記載した帳簿の保存が必要です。

当初3年間 令和5年10月1日～令和8年9月30日	80% 控除可能
次の3年間 令和8年10月1日～令和11年9月30日	50% 控除可能
令和11年10月1日以降	できません

インボイス制度には 支援措置があります!

免税事業者が課税事業者になる場合の税負担の軽減、
少額取引における経理事務の負担軽減、
各種補助金制度などがあります。



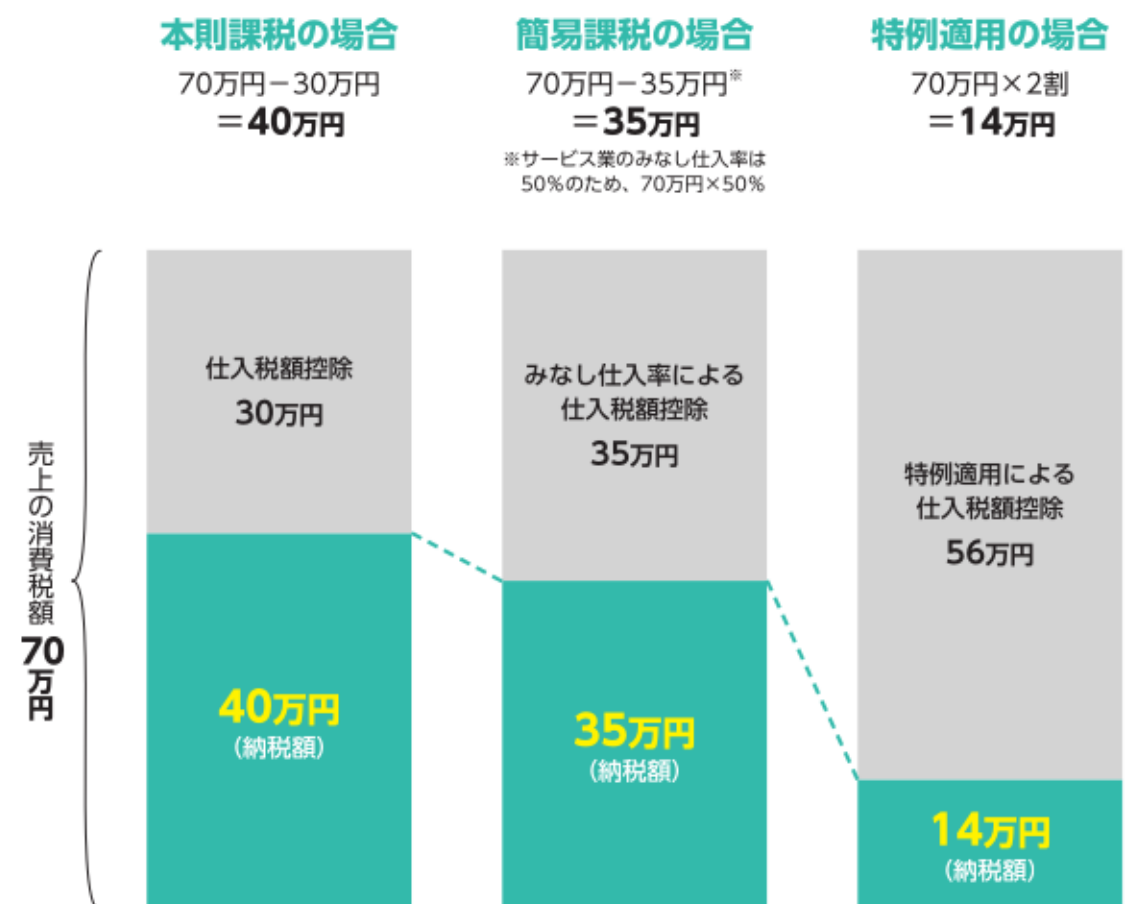
免税事業者からインボイス発行事業者になった場合

一定期間、納税額が売上税額の**2割**に軽減されます

- 対象者** 免税事業者からインボイス発行事業者になった方
(2年前(基準期間)の課税売上が1,000万円以下などの要件を満たす方)
- 対象期間** 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10月～12月の申告から令和8年分の申告までが対象



● 売上700万円(税額70万円)、経費300万円(税額30万円) ※サービス業の場合の例



少額取引はインボイスを保存しなくてもOK

1万円未満の課税仕入(経費等)は、インボイスの保存がなくても
帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。

- 対象者** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下または
1年前の上半期(個人は1月～6月)の課税売上が5,000万円以下の方
- 対象期間** 令和5年10月1日～令和11年9月30日



1万円未満の値引き、返品などは返還インボイス不要

1万円未満の値引きや返品などは、返還インボイスを交付しなくてもOK。
振込手数料分を値引き処理する場合も対象です。

- 対象者** すべての方
- 対象期間** 適用期限はありません



インボイスの登録で補助金が加算

免税事業者がインボイス発行事業者に登録すると、
持続化補助金の補助上限額が一律**50万円加算**されます。

- 対象者** 小規模事業者
- 補助対象** 税理士相談費、機械装置導入費、広報費、展示会出展費、開発費、
委託費など
- 補助上限** 100～250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円加算)
※通常: 50～200万円(補助率2/3以内)、一部の類型は3/4以内



安価な会計ソフトもIT導入補助金の対象に

IT導入補助金*の補助下限額が撤廃されました。 ※デジタル化基盤導入類型

- 対象者** 中小企業・小規模事業者など
- 補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア
購入費など
- 補助額** ITツール: ~50万円(補助率3/4以内)、
50～350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃
PC・タブレットなど: ~10万円(補助率1/2以内)
レジ・券売機など: ~20万円(補助率1/2以内)

